

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 0 年度
計画改定年度	平成 2 3 年度 平成 2 6 年度 平成 2 9 年度 令和 2 年度
計画変更年度	平成 3 1 年度
計画主体	新潟県阿賀野市

## 阿賀野市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 阿賀野市役所産業建設部農林課  
所在地 新潟県阿賀野市岡山町 1 0 番 1 5 号  
電話番号 0 2 5 0 - 6 2 - 2 5 1 0  
F A X 番号 0 2 5 0 - 6 2 - 2 5 2 1  
メールアドレス norin@city.agano.niigata.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、ニホンジカ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	新潟県阿賀野市

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害金額
ニホンザル	水稲・豆類	0.00ha	0.0万円
	野菜・穀物	0.00ha	0.0万円
	果樹（柿）	1.20ha	50.4万円
	小計	1.20ha	50.4万円
ツキノワグマ	柿・養蜂	被害数値不明	
イノシシ	水稲	1.84ha	168.3万円
	野菜・穀物	0.00ha	0.00万円
	小計	1.84ha	168.3万円
タヌキ	畑作物	被害数値不明	
ハクビシン	畑作物	被害数値不明	
ニホンジカ	目撃情報のみ		
	合計	3.04ha	218.7万円

### (2) 被害の傾向

#### 【ニホンザル】

平成15年から笹神地区中山間地域で目撃され、平成17年以降自家野菜等の農作物被害が発生。被害金額・被害面積ともに減少の目途がたたない状態となり、平成20年度に第1次被害防止計画を、平成23年に第2次被害防止計画を策定し、被害調査・追払いパトロールを導入。群れの管理により被害金額・被害面積ともに減少したが、平成24年頃から安田地区の中山間地域でも目撃及び農作物被害が発生。

平成26年に第3次被害防止計画を策定するとともに鳥獣被害対策実施隊を設置し、指揮命令系統の確立により迅速な対応が可能となった。平成27年度からは市費及び交付金を活用して囲いわなを設置し、一時的に個体数が減少したが、平成28年度以降、笹神地区で別群が出没するようになり、平成29年度に第4次被害防止計画を策定し、生息状況調査を強化し加害群度を検討した。追払いや対策がなされていない杉林周辺や放任果樹が多い付近の耕作地や納屋に出没する傾向にあり、令和元年度は追い払っても集落内や民家敷地内に積極的に侵入する個体が見受けられるようになった。被害は自家用作物が多く、主な農業被害は柿が大きい。

【ツキノワグマ】

主に柿、養蜂被害が発生。平成22年度に2名が負傷する人身被害が1件発生。奥山や里山に放任果樹やブナ、ナラが多く、山林開発もあり、里山での出沒が増加。令和元年度には水路や河川を伝い、市街地や平場での出沒も相次ぎ、暖冬とエサ不足により12月中旬を過ぎても里山周辺で目撃が続いた。生息域と集落が隣接しており、エサ場を覚えたり里山に慣れたりした個体が増加していると考えられる。

【イノシシ】

平成23年頃より折居地区で出沒形跡があり、平成27年度に畑や水田で被害発生。平成28年度から笹神地区、安田地区の中山間地域で水稻の踏み荒らしやヌタ場被害が発生し、収穫できないほ場が増加。平成29年度からは農道等や道路への出沒も増え、令和元年度には市内中山間地域全域で生息頭数に比例して出沒痕跡や農作物被害も倍増した。主な被害は水稻、イモ類が多く、春先とお盆から稲刈り前、10月が里山での出沒・被害が多い。人身被害は発生していないが、今後は事故発生のおそれもある。

【タヌキ・ハクビシン】

中山間地域に限らず市内全域に生息しており、主な被害は自家用畑作物や果実類のほか、住宅付近の荒地に生息して家屋侵入による生活被害が多い。

【ニホンジカ】

平成30年度に林道や中山間地域で目撃されるようになり、農林業被害や生活被害発生懸念がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	被害金額		被害面積	
	令和元年度	令和4年度	令和元年度	令和4年度
ニホンザル	50.4万円	35.3万円	1.20ha	0.84ha
ツキノワグマ	被害数値不明のため目標設定しない			
イノシシ	168.3万円	151.4万円	1.84ha	1.66ha
タヌキ	被害数値不明のため目標設定しない			
ハクビシン				
ニホンジカ				
合計	218.7万円	186.7万円	3.04ha	2.50ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施隊の農地パトロールと銃器による捕獲</li> <li>・箱わな、くくりわなによる捕獲</li> <li>・捕獲したサルへのテレメトリー発信機の装着</li> <li>・囲いわなを2カ所設置し、ニホンザルの効率的な捕獲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施隊の高齢化による実務者の減少</li> <li>・経験の浅い実施隊員の育成</li> <li>・わな見回り管理の負担</li> <li>・捕獲個体処分の負担と処分先の確保</li> <li>・錯誤捕獲対策と効率的な有害捕獲</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施隊による定期的な巻狩り、追い上げ活動</li> <li>・地域住民による実施隊設置のわな見回り協力</li> </ul>	
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレメトリー調査による先回りしての群追払い（サルパトロール）</li> <li>・自主的防除促進に関する普及啓発チラシの配布</li> <li>・被害地域の自治会長を参集して獣害防除対策を推進</li> <li>・集落環境診断事業の推進と実施</li> <li>・放任果樹除去活動推進</li> <li>・藪や雑木の伐採活動推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防除意識の向上</li> <li>・獣害対策に関する適切な知識、情報の共有</li> <li>・耕作放棄地や放任果樹の管理</li> <li>・地域住民主体の獣害対策活動経費の負担</li> <li>・資源の利活用</li> <li>・対策担い手の高齢化、労力の確保</li> </ul>

#### (5) 今後の取組方針

<p><b>【実施隊】</b></p> <p>より一層の効果的な実施体制の整備と、獣害対策指導者としての知識習得と指導力向上を図る。「一斉捕獲・追い払い活動」や実施隊独自の捕獲に関する研修会を実施し、実施隊の連携強化と捕獲率向上、及び経験の浅い隊員育成を図る。</p> <p><b>【ニホンザル】</b></p> <p>テレメトリー調査でパトロール員が出没予定地域へ先回りすることで被害軽減効果を認められるが、パトロール員がいなくなると出没するため、地域住民が主体となって追い払うよう指導や研修会が必要である。</p> <p>発信機装着は各群2頭が望ましいが、4群の内2群は発信機が1頭しか装着されていない。また、群れが自然分裂したと考えられ、2つのエリアで電波のない20～30頭の群れを確認している。いずれの群れも発信機装着のため積極的に捕獲する必要がある。追上げ中心だが、追払っても積極的に集落内に侵入する個体は、必要に応じて有害捕獲を実施する。効率的に発信機を装着できるよう、研修会や近隣市町村の捕獲方法を参考にわなの設置方法や場所等の検討改善を図る。</p> <p>併せて、地域住民の自発的な追払い、緩衝帯の整備・誘引物除去によりサルにとって魅力のない集落づくりに取り組めるよう支援する。</p> <p><b>【ツキノワグマ】</b></p> <p>阿賀野市では「ツキノワグマ被害防止対策マニュアル」により、人身被害が想定される場合には防犯メールや防災無線等により速やかに情報発信し、被害防止に努めている。出没時の対応だけでなく、平常時から情報発信等により、寄せ付けない環境整備とクマ出没に対する住民意識の普及啓発が必要である。</p> <p><b>【イノシシ】</b></p> <p>水稻踏み荒らし、ヌタ場被害、農道掘返しや道路への出没が拡大し続けられると思われる。有害捕獲資機材の提供や研修会等により実施隊のスキルアップや支援を行っているが、捕獲だけでは被害は減らせない。集落環境診断事業等で地域住民主体の獣害対策を支援し、侵入防止柵設置や環境整備、わな見回り協力等の被害防止措置</p>
--

により被害拡大防止に取り組む。市単独事業や交付金事業だけでなく、JA、農業共済、森林管理署、森林組合との連携協力による総合的な対策取組が必要である。

【タヌキ、ハクビシン】

危被害防止情報の提供を検討する。

【ニホンジカ】

目撃情報や農林業被害、生活被害の発生状況により、対策取組を検討する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

阿賀野市鳥獣被害対策実施隊による捕獲

- ・ニホンザル→必要に応じて出動し、捕獲活動に従事。
  - ・ツキノワグマ→警察ほか関係機関と連携協力し、捕獲活動に従事する。人身被害のおそれがある場合、必要に応じてわなを設置して捕獲する。
  - ・イノシシ→被害多発箇所や捕獲可能性の高い箇所へわなを設置して積極的に捕獲する。人身被害のおそれがある場合は警察ほか関連機関と連携協力し、パトロールや調査、捕獲に従事する。
- ※ニホンザルとイノシシは、定期的に「一斉捕獲・追払い活動」を実施する。
- ・タヌキ・ハクビシンは阿賀野市猟友会連絡会または民間業者により捕獲する。
  - ・ニホンジカは必要に応じて捕獲する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレメトリー調査（4～6群）</li> <li>・捕獲檻設置（調査含む4～6群を対象）</li> <li>・実施隊による有害捕獲（必要に応じて）</li> <li>・狩猟免許取得支援による捕獲担い手の確保</li> <li>・地域住民によるわな見回り協力（可能な範囲）</li> <li>・捕獲率向上のための研修</li> </ul>
	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱わな設置</li> <li>・狩猟免許取得支援による捕獲担い手の確保</li> </ul>
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲資機材の導入、設置</li> <li>・狩猟免許取得支援による捕獲担い手の確保</li> <li>・地域住民によるわな見回り協力（可能な範囲）</li> <li>・捕獲率向上のための研修</li> </ul>
3	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレメトリー調査（4～6群）</li> <li>・捕獲檻設置（調査含む4～6群を対象）</li> <li>・実施隊による有害捕獲（必要に応じて）</li> <li>・狩猟免許取得支援による捕獲担い手の確保</li> <li>・地域住民によるわな見回り協力（可能な範囲）</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲率向上のための研修</li> </ul>
	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱わな設置</li> <li>・狩猟免許取得支援による捕獲担い手の確保</li> </ul>
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲資機材の導入、設置</li> <li>・狩猟免許取得支援による捕獲担い手の確保</li> <li>・地域住民によるわな見回り協力（可能な範囲）</li> <li>・捕獲率向上のための研修</li> </ul>
4	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレメトリー調査（4～6群）</li> <li>・捕獲檻設置（調査含む4～6群を対象）</li> <li>・実施隊による有害捕獲（必要に応じて）</li> <li>・狩猟免許取得支援による捕獲担い手の確保</li> <li>・地域住民によるわな見回り協力（可能な範囲）</li> <li>・捕獲率向上のための研修</li> </ul>
	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱わな設置</li> <li>・狩猟免許取得支援による捕獲担い手の確保</li> </ul>
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲資機材の導入、設置</li> <li>・狩猟免許取得支援による捕獲担い手の確保</li> <li>・地域住民によるわな見回り協力（可能な範囲）</li> <li>・捕獲率向上のための研修</li> </ul>

### （3）対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p><b>【ニホンザル】</b>  困いわなでH27年度に36頭、H28以降は毎年10～17頭の捕獲実績あり。笹神地区～安田地区の中山間地域で農作物収穫時期の6月から11月にかけて出没。  生息状況調査等により、4～6群・個体数約250頭と推定。各群の加害群判定を実施し加害判定の高い群について部分捕獲を実施し、追い上げを目指す。有害捕獲は群れの分裂や加害レベルを考慮し、一年間に必要最小限とする（阿賀野市ニホンザル管理実施計画による）。</p> <p><b>【ツキノワグマ】</b>  被害防止のための必要最小限の頭数とする。</p> <p><b>【イノシシ】</b>  H29：4頭、H30：17頭、R1：34頭の有害捕獲実績あり。笹神地区～安田地区の中山間地域全域で出没・農作物被害情報が増え続けており、生息頭数・生息域が拡大している。里山付近の出没時期は初春の雪解けから晩秋の降雪期までみられ、特に6月～稲刈り後に集中する。生息状況調査を活用し、有害個体の増加を抑制できるよう積極的捕獲を実施する。（阿賀野市イノシシ管理実施計画による）。</p> <p><b>【タヌキ・ハクビシン】</b>  市内全域に一定量の個体数が生息していると考えられ、家屋や家屋敷地内で</p>
---

被害を発生させる個体を捕獲する。

【ニホンジカ】

山林付近での目撃情報が上がるようになってきたことから、生息頭数は増加していると考えられるが、被害は発生していないため、必要に応じた捕獲とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2年度	3年度	4年度
ニホンザル	35頭	35頭	35頭
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
イノシシ	55頭	60頭	70頭
タヌキ	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
ハクビシン	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
ニホンジカ	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて

対象鳥獣	捕獲等の取組内容
ニホンザル	わな、銃器による捕獲（主に4～11月、必要に応じて）
ツキノワグマ	わな、銃器による捕獲（必要に応じて）
イノシシ	わな、銃器による捕獲（原則通年）
タヌキ・ハクビシン	わなによる捕獲（通年、必要に応じて）
ニホンジカ	わな、銃器による捕獲（必要に応じて）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

【ニホンザル・大型獣】

わな及び散弾銃での捕獲が困難な場合、威力が高く遠距離から狙撃できるライフル銃により捕獲を実施する（市内一円、通年）。

【イノシシ・ニホンジカ】

笹神～安田地区山間地域において実施隊による巻狩りを実施し、効率的捕獲により個体数増加を抑制する（猟期終了後～3月、6月、10月～11月）。

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
阿賀野市全域	ニホンザル、イノシシ

（注） 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2年度	3年度	4年度
ニホンザル イノシシ	電気柵またはワイヤーメッシュ、 金網柵 0m * 地域の合意により検討	電気柵またはワイヤーメッシュ、 金網柵 800m * 地域の合意により検討	電気柵またはワイヤーメッシュ、 金網柵 1100m * 地域の合意により検討

##### (2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 花火等による追い上げ、追払い活動（4～6群）</li> <li>・ 誘引物除去、緩衝帯整備</li> <li>・ 被害防止の研修会等開催</li> <li>・ 住民へ出没情報、被害防止啓発チラシ等情報提供</li> <li>・ 実施隊を中心とした被害調査、パトロール、指導助言</li> <li>・ （侵入防止柵の管理）</li> </ul>
	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放任果樹等の誘引物除去</li> <li>・ 人身被害防止対策の啓発</li> </ul>
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害防止の研修会等開催</li> <li>・ 誘引物除去、緩衝帯整備</li> <li>・ 実施隊を中心とした被害調査、パトロール、指導助言</li> <li>・ （侵入防止柵の管理）</li> </ul>
3	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 花火等による追い上げ、追払い活動（4～6群）</li> <li>・ 誘引物除去、緩衝帯整備</li> <li>・ 被害防止の研修会等開催</li> <li>・ 住民へ出没情報、被害防止啓発チラシ等情報提供</li> <li>・ 実施隊を中心とした被害調査、パトロール、指導助言</li> <li>・ （侵入防止柵の管理）</li> </ul>
	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放任果樹等の誘引物除去</li> <li>・ 人身被害防止対策の啓発</li> </ul>
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害防止の研修会等開催</li> <li>・ 誘引物除去、緩衝帯整備</li> <li>・ 実施隊を中心とした被害調査、パトロール、指導助言</li> <li>・ （侵入防止柵の管理）</li> </ul>
4	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 花火等による追い上げ、追払い活動（4～6群）</li> <li>・ 誘引物除去、緩衝帯整備</li> <li>・ 被害防止の研修会等開催</li> <li>・ 住民へ出没情報、被害防止啓発チラシ等情報提供</li> <li>・ 実施隊を中心とした被害調査、パトロール、指導助言</li> </ul>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・（侵入防止柵の管理）</li> </ul>
	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放任果樹等の誘引物除去</li> <li>・人身被害防止対策の啓発</li> </ul>
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止の研修会等開催</li> <li>・誘引物除去、緩衝帯整備</li> <li>・実施隊を中心とした被害調査、パトロール、指導助言</li> <li>・（侵入防止柵の管理）</li> </ul>

（注） 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

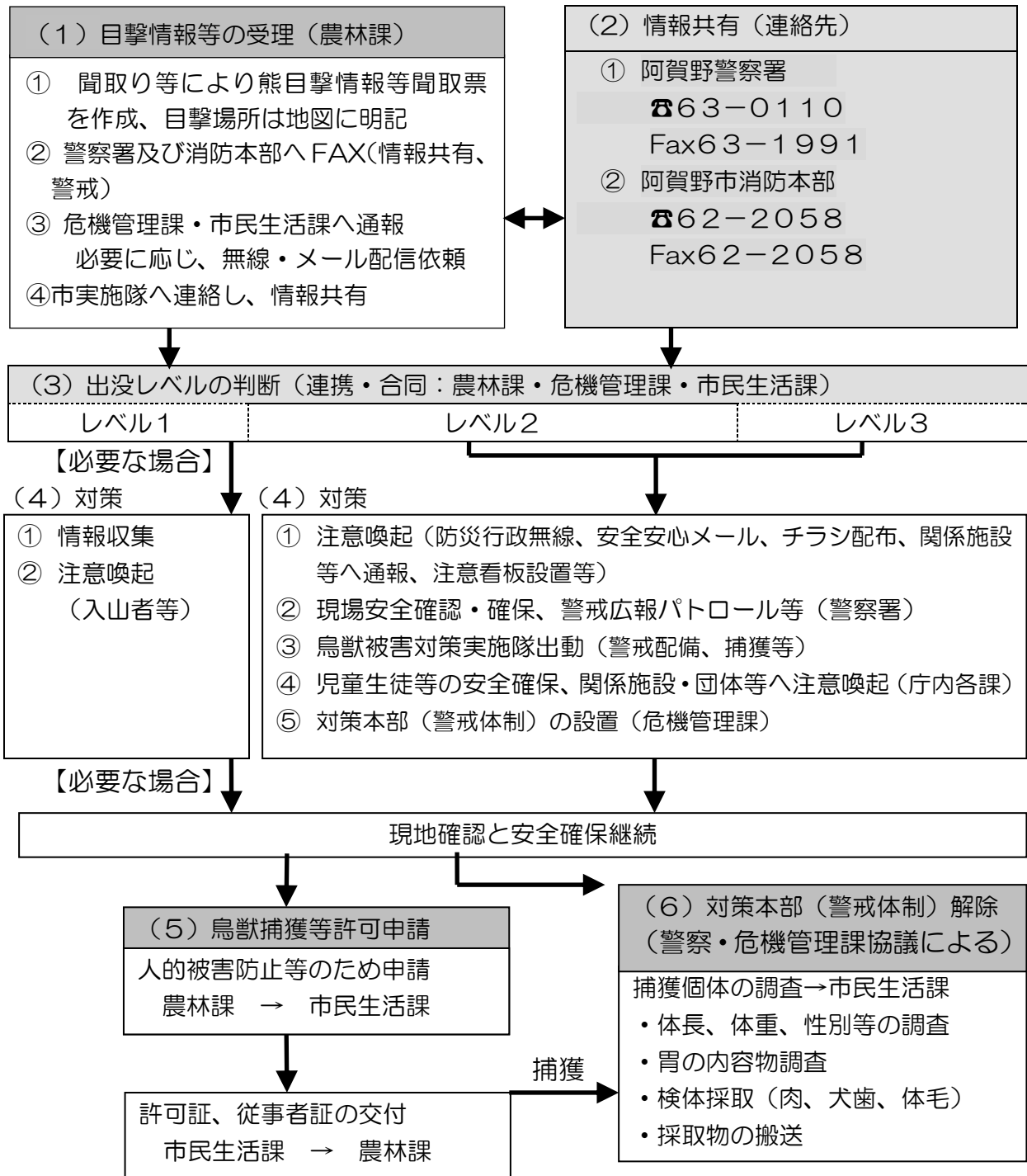
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（1）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
阿賀野市総務部危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報整理一元化</li> <li>・防災行政無線、安全安心メール配信等</li> </ul>
阿賀野市民生部市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣捕獲許可対応</li> <li>・ツキノワグマに対する県報告</li> </ul>
阿賀野市産業建設部農林課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目撃・痕跡情報初期対応</li> <li>・有害鳥獣捕獲許可申請、実施隊出動命令</li> </ul>
新発田地域振興局健康福祉環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥獣被害対策チーム」において、指導、助言、協力等</li> </ul>
阿賀野警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出没時の現場安全確保、パトロール</li> <li>・住民の安全確保</li> </ul>
阿賀野市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒パトロール、住民の安全確保</li> </ul>
阿賀野市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象鳥獣の追払い、捕獲</li> <li>・パトロール、被害調査</li> </ul>

(2) 緊急時の連絡体制

目撃情報等対応業務



出没レベル	出没の状況
レベル1	山間部で周囲に人家などがなく、農地もない場所で目撃された場合
レベル2	集落周辺等で人家や農地等があり、人が往来する場所で目撃された場合
レベル3	市街地、人家集落内、人が大勢集まる場所で目撃され、人身被害発生の危険性が非常に高い場合、または人身被害が発生した場合

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	阿賀野市鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
阿賀野市産業建設部農林課	出没・被害状況の把握、人身被害対応（第1次窓口）、捕獲申請、対策指導等
阿賀野市総務部危機管理課	人身被害対応、情報整理一元化、防災行政無線・安全安心メール配信等
阿賀野市民生部市民生活課	捕獲等許可、保護の観点からの指導、保護管理実施計画策定
ささかみ農業協同組合	出没・被害状況の把握、周知、対策指導等
新潟県農業共済組合下越支所	被害状況の把握、実施事業における支援
阿賀野市猟友会連絡会 （市鳥獣被害対策実施隊）	対象鳥獣の捕獲、追払い 被害状況調査、パトロール 地域への対策助言
関係自治会	出没・被害状況の報告、追い払いの実施 集落環境の整備

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新潟県新発田地域振興局農業振興部	被害防止対策等情報提供・助言指導
新潟県新発田地域振興局健康福祉環境部	狩猟・捕獲の情報提供・助言指導
阿賀野警察署	緊急時の対応・銃の所持許可関係
下越森林管理署	捕獲実施の入林把握・情報提供・指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年度に新潟県猟友会北蒲原支部安田分会・水原分会・笹神分会の会員からなる実施隊を組織。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

#### 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンザル・・・阿賀野市環境センターで焼却処分。テレメトリー用発信器装着を目的とした捕獲については、発信器装着後に放獣。

ツキノワグマ、イノシシ等・・・土中埋設処分。

\* 埋設の場合は、鉛中毒防止等生態系への影響の出ない方法で行う。

\* 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない方法で行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

#### 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

県や関連団体等と有効活用について検討していく。

#### 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施には、新潟県第12次鳥獣保護管理事業計画、新潟県ニホンザル管理計画、阿賀野市ニホンザル管理実施計画、新潟県ツキノワグマ管理計画、新潟県イノシシ管理計画、阿賀野市イノシシ管理実施計画との整合性をはかることとする。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。